

会議録

会議の名称	平成17年度保健福祉審議会（第1回）
開催日時	平成17年12月20日（火） 19時30分から 21時20分まで
開催場所	西東京市防災センター6階講座室2
出席者	川村会長、阿副会長、玉置委員、吉岡委員、小美濃委員、清水（浩）委員、星川委員、赤塚委員、高橋委員 （欠席：清水（文）委員、百濟委員、橋本委員） （事務局）岡山保健福祉部長、三芳保健福祉総合調整課長、池澤高齢福祉課長、森下保健福祉総合調整課課長補佐、清水主事、下田高齢福祉課高齢者係長、植田主任、平松主事、加藤主事
議題	1 西東京市高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費（滞在費）及び食費の利用者負担金のあり方について 2 次回開催日程について
会議資料の名称	1 西東京市保健福祉部高齢福祉課所管の実施事業の概要一覧 2 市内の通所介護事業所における食費の取り扱い 3 各市の通所介護事業における食費の取り扱い 4 市内短期入所施設における食費、居住費の取り扱いについて 5 市内短期入所施設における食費、居住費の取り扱いについて 6 各市の配食サービス事業における利用者の取り扱い
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>会長： 諮問のあった「西東京市高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費及び食費の利用者負担金のあり方について」について諮問の趣旨等の説明を求めたいと思う。</p> <p>（事務局より諮問文別紙「諮問趣旨」に沿って諮問の趣旨について説明）</p> <p>会長： 諮問の趣旨について質問はありますか。</p> <p>委員：</p>	

諮問の趣旨の中にある5事業については、市の直営で行っているのか。

事務局：

通所介護サービス事業については、市立事業所で行っている。

生きがい対応デイサービス事業については、法人への委託で行っている。

老人福祉センター事業（はつらつサロン）は、市が直営で設置している老人福祉センターで行っている。

高齢者配食サービス事業は委託で行っている。

高齢者緊急短期入所事業法人にベッドを確保している。

委員：

1点は、諮問趣旨中の「介護保険給付と年金給付との調整の観点から」というのはどういうことか。

2点目は、食費と居住費（滞在費）の利用者負担については、所得による軽減措置はなされているのか。

事務局：

1点目については、今回の介護保険制度改正の趣旨は、在宅でも施設に入所していても公平という視点と、介護保険給付と年金給付のバランスを取ることが今回の介護保険制度改正の趣旨である。

2点目は、居住費（滞在費）・食費は保険給付の対象外となるので、介護保険上も制度として、軽減措置は考えられている。この5事業の居住費（滞在費）・食費についても、この点を参考にする。

委員：

どういう意味で「年金給付との調整」という文言を使っているのか。

事務局：

後日詳細な資料により説明する。

会長：

本日の会議の進め方としては、今日は資料の説明及びそれに対する質疑という形で進めたい。事務局に資料に基づいた説明を求めます。

（事務局より資料について説明）

委員：

在宅の方と施設に入所されている方とのバランスについて考える上で、低所得の方に対する減免措置について、施設に入所されている方に対しては、色々な減免措置が講じられているが、一方在宅の方に対する減免措置については、不十分な部分がある。西東京市のサービスについては、負担軽減できるが、介護保険は国の制度であるので負担軽減できないということになるのでは危惧している。

事務局：

国の基準を参考に審議をしていただきたい。

副会長：

確認だが、今回の諮問については、市の単独事業についてということでのよいのか。というのは、緊急短期入所事業について、介護保険の短期入所事業と同様に考えてよいのか、別個のものとして考えるのか。

会長：

副会長のお尋ねの事項については、事務局より市の実施事業の概要について説明を頂ければよいと思うがよろしいですか。

(事務局より資料1に基づき市の実施事業について説明)

会長：

引き続き市内の事業所、他市の状況について説明をいただきたいと思います。

(事務局より資料2から資料6までについて説明)

会長：

事務局の説明を受けて、質問等がありますか。

委員：

通所介護サービス事業については、介護保険の方から415円程度給付されていると思うが、それ以外の事業については、市からどの程度費用負担しているのか教えてもらいたい。

事務局：

通所介護サービス事業については、1食431円食事提供加算ということで給付されていた。制度改正に伴いこれが廃止されたので、市の歳入としては431円減少している状況である。生きがい対応デイサービス事業については、1回の利用につき、委託料として

5,050円支払っている。この中に調理コスト等が含まれているが、具体的にいくらというのはだせない。老人福祉センターはつらつサロンについては、調理コストの負担はしていない。高齢者配食サービス事業については、1食900円で委託している。900円のうち400円を利用者の負担とし、市の負担を500円としている。この500円には、調理コストや、配達、安否確認等の費用が含まれている。高齢者緊急短期入所事業については、1日1万円負担しているうち食事代1000円と利用者負担金として1割の1000円が有るので市として、1日8000円を負担している。

委員：

それぞれ、利用者数はどのくらいか。

事務局：

通所介護サービスは、谷戸在センは、1日の定員が20名、田無在センは、1日の定員が20名、きららは、1日の定員が35名となっています。生きがい対応デイサービス事業については、利用者は、50名程度、年間の延べ利用回数は約2400回程度です。老人福祉センターはつらつサロンについては、利用者数は現在7名です。配食サービス事業については、17年9月末現在で685人、最近の年間の配食数は、延べ10万食を提供しています。緊急短期入所事業については、市内に7床を確保しており、昨年度の利用者数は79名です。延べ利用日数は、1687日です。

委員：

利用者は、増加しているか。またこれらの事業は利用者にとどのように受け止められているか。調査などは実施したことがあるか。

事務局：

配食サービス事業及び緊急短期入所事業については、増加傾向にある。通所介護サービス事業については、定員が定まっているので、その中で行っている。生きがい対応デイサービス事業については、今後地域支援事業に移行していく可能性があるため、そういった観点から利用者増が予測される。老人福祉センターはつらつサロンについては、定員10名程度を設定しているため、その中で行っている。調査については、通所介護サービス事業については、第三者評価を毎年度実施している。

副会長：

食費については、見なおし期間のようなものを設定する必要があるか。利用者の所得層はどのようになっているか。

事務局：

新しい料金の適用については、周知期間等が必要になると考えるので、18年4月からの新料金適用は考えてはいない。所得層について、所得階層を設けている生きがい対応デイサービス事業と、緊急短期入所事業については、内訳はだせるが、その他の事業については把握していない。生きがい対応デイサービス事業と緊急短期入所事業について、所得層が必要であれば、次回までに資料を用意する。

委員：

資料については、可能であれば提出してもらいます。

副会長：

生きがい対応デイサービス事業と老人福祉センター事業はつつサロンについては、基本的には、地域支援事業に組み込まれると考えてよいのか。

事務局：

生きがい対応デイサービス事業については、4月からは、地域支援事業の中の介護予防事業に位置付けて展開していきたいと考えている。老人福祉センター事業については、地域支援事業に組み込まない方向で考えている。

会長：

配食サービス事業についてはどうか。

事務局：

配食サービス事業についても、地域支援事業に組み込まないというように考えている。

会長：

次回また各委員から意見を受けて、それを踏まえた上で答申をまとめたいと思います。それでは議題1については以上とします。議題の2の次回の開催日程について調整したいが、各委員の日程を伺う。

(各委員による日程調整を行う。)

調整の結果第2回会議は1月20日とし、第3回会議を1月27日とする。時間は午後7時から開催とする。場所については後日事務局から連絡する。

本日の会議はこれまでとする。